

市からの照会に対する国の回答

[平成18年8月14日照会、平成18年8月18日札幌防衛施設局長回答]

1. 訓練移転に関する札幌防衛施設局と本市との協定について

千歳基地への訓練移転に関する貴職と当職との間の文書の締結については、貴職のご要望を承りつつ、移転訓練実施前までに締結できるよう、前向きに努力いたします。

2. 訓練の態様について

深夜、早朝、土・日曜日及び祝祭日等の米軍の訓練については、日米間の合意により、航空自衛隊と同様の態様で実施されるものと承知していますが、訓練実施に際しては、当局から米側へ申し入れたいと考えております。

3. 事件等に対する地元との連絡体制について

移転訓練に際して、当局としては、貴市を始めとする関係機関等と連絡協議会を設置いたしたく、同協議会へのご参加方お願い申し上げます。

4. 地域振興策及び騒音対策について

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定)において、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとするとしております。当局としては、この閣議決定に従い、貴市から周辺対策等のご要望があれば、その実現に向けて最大限努力してまいります。

また、騒音対策については、必要に応じ騒音度調査を行う等し、障害の実態や貴市の意向を踏まえ、適切に対応いたします。

国との協議において確認された事項

1 協定の締結について

(1) 協定締結時期等

札幌防衛施設局長及び苫小牧市長が、千歳市との協定と同様の内容で移転訓練実施までに締結する。

(2) 協定の主な内容

千歳基地の位置づけ

- ・ 地位協定第2条第4項bに基づく施設とする。

市民の安全・安心対策

- ・ 国は、共同訓練期間中における事件・事故に適切に対処するため、関係機関との間で連絡体制を整備する。
- ・ 万が一、事故・事件が発生したときは、速やかに関係機関に対し、事実を詳細に報告するとともに、国が責任を持って対応する。
- ・ 共同訓練期間中における行政機関との連絡や周辺住民への対応などにあたるため、札幌防衛施設局職員を現地に派遣する。

[事項へ続く]

生活環境の整備

- ・ 国は、千歳飛行場周辺における騒音対策及び地域振興策等について、苫小牧市の要望を踏まえ、所要の措置を積極的に講ずる。

訓練の概要

- ・ 訓練の形式は、航空自衛隊との共同訓練とする。
- ・ 基地使用の態様については、日米合同委員会合意による現在の使用条件のうち、年約4回の訓練回数の制限は撤廃するが、訓練1回あたりの日数約3日から20日まで、年間60日以内については維持する。
- ・ その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。

地元への情報提供

- ・ 国は、共同訓練の計画について、苫小牧市に対して事前に通知すべく調整する。

2 訓練の態様について

- (1) 訓練の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。
- (2) 「同様の態様」とは、現在、航空自衛隊が行っている千歳基地周辺市街地に対する航空機騒音の影響を局限する運用の実施も含まれており、かかる運用は今後も、継続的に実施することとしている。
- (3) なお、深夜・早朝、土・日曜日及び祝祭日等については、基本的に飛行訓練は実施していないが、任務遂行等必要な場合は飛行訓練を行うことがある。
- (4) 今般の移転訓練については、今後、日米間で具体的な訓練計画を策定することとなるが、深夜・早朝、土・日曜日及び祝祭日、特に静穏を要する全市的行事における訓練の自粛を求める苫小牧市の要望を念頭において、具体的な訓練計画の際に調整していく。

3 関係機関による連絡協議会の設置について

- (1) 札幌防衛施設局、北海道、北海道警察本部、千歳市、苫小牧市などを構成メンバーとして連絡協議会を設置する。
- (2) 連絡協議会において、事故・事件に関する対応体制の整備、訓練計画に関する情報提供及び訓練実施に伴う騒音状況等について協議する。
- (3) 事件・事故の対応については、市民の安全・安心対策を確実に実施する。

4 騒音対策の実施について

- (1) 騒音対策については、必要に応じ騒音度調査を行う等し、障害の実態や貴市の意向を踏まえ、適切に対応する。
- (2) 学校、福祉施設等の騒音対策については、市等の要望を踏まえ、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき適切に対応する。
- (3) 市民に対する情報提供の一環として、飛行訓練に伴う騒音発生状況を閲覧できる騒音情報公開システムの設置に向けて検討する。

5 地域振興策の実施について

- (1) 閣議決定において、再編関連措置を実施する際に、新たなる負担を担う地元自治体の要望を配慮し、地域振興策等の措置を実施するものとされている。今後、いかなる施策を行うかについては、地元自治体の要望等を踏まえ検討を行うこととしている。
- (2) 苫小牧市の周辺対策等の要望を踏まえ、その実現に向けて最大限努力する。